# 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(以下「本助成金」という。) について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# (交付目的)

第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による 自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が 活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。

#### (助成対象事業)

- 第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業
  - (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業
  - (3) 行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。

#### (助成金交付対象者)

- 第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対 象となる者としないものとする。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をい う。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政

党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者

- (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の 交付を受けているとき。
- (5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に本助成金の交付を受けているとき。
- (6) 前条第1項第2号に該当する事業を実施する者が、本助成金の交付を通算して3回 受けているとき。

# (助成対象経費)

第6条 本助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象 事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

## (助成金の算定等)

第7条 助成金の額は、別表に定めるところにより、助成対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)又は限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該事業について民間団体等の助成金の交付を受け、本助成金の額との合計が助成対象経費を超えるときは、その超える額を本助成金の額から減じるものとする。

#### (交付申請)

第8条 本助成金の交付申請は、規則第4条に定める申請書に別表に掲げる書類を添付して行わなければならない。

#### (審查)

第9条 市長は、本助成金の交付の適否及び本助成金の額の審査にあたっては、別表に掲 げるとおり行うものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本助成金の増額
- (2) 本助成金の2割を超える減額

## (着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号 に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

## (概算払)

第12条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 本助成金の実績報告は、規則第12条に定める報告書に別表に定める書類を添付して行わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市民生活 部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月21日から施行し、改正後の鳥取市まちづくり提案事業 助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。